

加わつては、次のよきことと見做されねばならぬ。

5) 國聯憲章の趣意は、國聯連合の加盟国である。國聯憲章第二條(三項)は、加盟国が自国の國際紛争を平和的方法で解決する義務を負ふ。第三十九條は安全保障理事會が平和に対する脅威、平和の破壞又は侵略行為に關し必要を認め(四十二條の軍事制裁を含む)をとることある旨を定めてゐる。セムレイト・ピース成立後における他国による日本占領管理の企図は、日本に対する不法な行為であることはもちろん、同時に若年の國連加盟国の利害及び一般の國際平和に對

する脅威、その破壊に對當する事案であるから、かような場合關係加盟国及び國聯連合のため取調しなくてはならぬ。

(注ロ)

セムレイト・ピースを締結する要請国は、もちろん、かような事案が発生し得ることを承認の上で、セムレイト・ピースを締結するものであるから、條約又はこれと關連して、かような場合を阻止し得る方法はず用盡されるである。

叙上の次第で、日本としては、セムレイト・ピースの場合に、

條約不參加国が日本にたいして、新た占領管理を企図してきまし

本邦の利益に反して、放棄する必要はなからず維持するものである。

注(1)

ポツダム宣言、降伏文書にもとずく戦勝国と日本との関係は、日ロムに於てより代表される連合軍 (Allied Forces) 全体と日本との関係と、各戦勝国と日本との個別関係との二者が併存すると考えらる。無論、前者は後者を基礎とし連合軍の特別の合意によつて、且つ日本側もこれを認めたとによつて成立するものである。この点ポツダム宣言、降伏文書の成立の経緯、文面及び形式より説明しうる。すなわち、まず一九四五七年七月二十六日のポツダム宣言は、米大統領、中野首相、英國首相がその閣議を代表して日本側に降伏要求の機会を與へることを協定し、(第一項)日本軍の無條件降伏の日本政府による宣言及びそのための保障提供を本五者が日本政府に要求した(第十三項)もので、後にソ連がこれに参加し、日本は同年八月十四日降伏宣言をもつてこれを受諾したのである。

27
最近の国際情勢について

目次

一、米ソ關係の概観
 二、対日關係の概観
 三、おすび

政務局 政務課

最近の対日關係の概観

一、米ソ關係の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一頁
 二、対日關係の概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一三頁
 三、おすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 一八頁

第一、本國の事情を考慮して、本年は入
つて、ソビエト共産主義の侵入を防止し、中国の領土を
守り、東部の国境を固く守らなければならない。この目的を達成
するためには、まず、ソビエト共産主義の侵入を防止する
必要があり、そのためには、東部の国境を固く守らなければならない。
これは、東部の国境を固く守るための必要であり、そのためには、
東部の国境を固く守らなければならない。

第二、東部の国境を固く守るためには、
東部の国境を固く守らなければならない。これは、東部の
国境を固く守るための必要であり、そのためには、東部の
国境を固く守らなければならない。これは、東部の国境を固く
守るための必要であり、そのためには、東部の国境を固く守ら
なければならない。



第三、東部の国境を固く守るためには、
東部の国境を固く守らなければならない。これは、東部の
国境を固く守るための必要であり、そのためには、東部の
国境を固く守らなければならない。これは、東部の国境を固く
守るための必要であり、そのためには、東部の国境を固く守ら
なければならない。